

## 余裕期間設定工事試行要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力の確保に資する余裕期間を設定する工事を、名古屋市緑政土木局が所管する工事において試行するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **余裕期間** 契約締結日から実工期の始期の前日までの期間で、受注者が工事の施工体制を整備するための期間
- (2) **実工期** 工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含んだもの
- (3) **工事開始日** 実工期の始期の日
- (4) **全体工期** 余裕期間と実工期を合わせたもの

### (対象工事)

第3条 余裕期間設定工事の対象は、次の各号をすべて満たす工事とする。

- (1) 緑政土木局所管の工事であること
- (2) 余裕期間を設定した場合に、供用開始等に影響を及ぼさない工事であること
- (3) 余裕期間を設定した場合に、発注に係る年度内（繰越明許費や債務負担行為等が設定済みの場合は、それぞれ繰越又は債務負担行為に係る期間内）に工期を確保できる工事であること
- (4) 次に掲げる工事でないこと
  - ア 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和39年条例第43号）第2条に規定する工事
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号、第8号及び第9号に基づく契約による工事

### (工期の設定)

第4条 余裕期間は、3か月を超えない範囲で設定することができる。

- 2 発注者があらかじめ工事開始日を指定することにより、余裕期間を設定する。
- 3 全体工期、余裕期間、実工期及び工事開始日を別紙1「余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書」に記載するものとする。この場合において、工期の設定の方法については、終期を具体的な日付で指定するものとし、期間を日数で設定しないものとする。
- 4 余裕期間の設定に係る積算上の割り増しは行わない。

- 5 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、施工場所におけるすべての工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができる。
- 6 契約書等に記載する工期は、全体工期とする。
- 7 契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。
- 8 現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要が生じた場合は、発注者と協議の上、工期の変更に係る契約を締結する。
- 9 低入札価格調査等により、工事開始日以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間は適用しない。

(技術者等の取扱い)

- 第5条 余裕期間内については、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しないものとする。
- 2 受注者は、工事実績情報システム(CORINS)への登録申請を工事開始日後、土曜日、日曜日、祝日等(名古屋市の休日を定める条例(平成3年7月17日条例第36号)第2条に規定する休日をいう。)を除いて15日以内に行うこととし、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間については、実工期とする。

(余裕期間内の工事用地の管理)

- 第6条 余裕期間内における工事用地の管理は、発注者の責において行う。

(特記仕様書および特約条項)

- 第7条 余裕期間を設定する工事は、原則として工事件名の末尾に(余期)を付け加えるものとする。
- 2 余裕期間を設定する工事の設計書には、別紙1「余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書」を必ず添付しなければならない。
  - 3 余裕期間を設定する工事の契約書には、別紙2「余裕期間を設定する工事に関する特約条項」を必ず添付しなければならない。
  - 4 前2項の規定により別紙1及び別紙2を添付するにあたっては、必要な日付を記入するほかは、文字の追加、削除及び変更を行ってはならない。

(工事関係書類等の手続き)

- 第8条 受注者は、名古屋市工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、契約締結後14日以内に、全体工期を記載した工事工程表を提出するとともに、別添様式(工事開始日届)を提出しなければならない。
- 2 受注者は、名古屋市工事請負契約約款第3条第1項中「契約締結後14日以内」とあるのは、「工事開始日から起算して14日以内」と読み替えて、工事着手届を提出しなけ

ればならない。

- 3 受注者は、工事開始日後速やかに、その他工事関係書類を提出しなければならない。
- 4 受注者は、工事開始日後 30 日以内に工事に着手しなければならない。
- 5 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合であって、前払金の支払いを発注者に請求しようとするときは、工事開始日以降でなければ前払金を請求することができない。
- 6 法定期外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、受注者は、工事着手届と同時に契約書の写し又は保険会社の加入証明書を提出しなければならない。
- 7 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、工事開始日より 1 か月以内に提出しなければならない。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に係る発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日以降の公告より適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 2 日以降の公告より適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日以降の公告より適用する。

## 余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書

令和6年12月

本工事は、名古屋市工事請負契約約款、設計図書等によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

## (対象工事)

第1条 本工事は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

## (定義)

第2条 この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日から実工期の始期の前日までの期間をいう。

- 2 この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。
- 3 この特記仕様書において、「工事開始日」とは、実工期の始期の日をいう。
- 4 この特記仕様書において、「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。

## (工期の設定)

第3条 本工事の工期は以下のとおりとする。

全体工期：契約締結日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

余裕期間：契約締結日から△△年△△月△△日まで

実工期：●●年●●月●●日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

(工事開始日：●●年●●月●●日)

- 2 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができるものとする。
- 3 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。
- 4 現場状況等によりやむを得ず工期を延期する必要が生じた場合は、第1項の工期によらず工期に係る変更をできるものとする。

## (技術者等の配置)

第4条 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

## (前払金)

第5条 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合であって、前払金の支払いを発注者に請求しようとするときは、工事開始日以降でなければ前払金を請求することができない。

- 2 受注者は、前項の規定により前払金を請求するときは、前払金請求書の備考欄に「余裕期間設定工事（工事開始日 ●●年●●月●●日）」と記載すること。

## (工程表及び工事の着手)

第6条 受注者は、名古屋市工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、契約締結後14

日以内に、全体工期を記載した工事工程表を提出するとともに、別添様式（工事開始日届）を提出しなければならない。

- 2 受注者は、名古屋市工事請負契約約款第3条第1項中「契約締結後14日以内」とあるのは、「工事開始日から起算して14日以内」と読み替えて、工事着手届を提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事開始日から30日以内に工事着手しなければならない。

#### （工事実績情報の登録）

- 第7条 受注者は、工事実績情報システム(CORINS)への登録申請を工事開始日後、土曜日、日曜日、祝日等（名古屋市の休日を定める条例（平成3年7月17日条例第36号）第2条に規定する休日）を除き、15日以内に行わなければならない。
- 2 現場代理人、主任技術者又は監理技術者の従事期間については、実工期とする。

#### （法定外労働災害保険）

- 第8条 法定外労働災害保険の保険期間の開始日は工事開始日とし、受注者は、工事着手届提出時に契約書の写し又は保険会社の加入証明書を提出しなければならない。

#### （建設業退職金共済制度）

- 第9条 建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書は、工事開始日より1か月以内に提出しなければならない。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に係る発注者用掛金収納書を提出できない事情がある場合は、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

#### （経費の負担）

- 第10条 余裕期間の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

#### （適用の除外）

- 第11条 低入札価格調査等により、工事開始日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

#### （その他）

- 第12条 この特記仕様書に定めのない事項については、「余裕期間設定工事試行要綱」に定められているほか、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。

## 余裕期間を設定する工事に関する特約条項

### (前払金の支払いに係る特則)

第1条 受注者は、設計図書で前払金を支払うことが定められた工事においては、余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書第3条に記載の工事開始日（以下「工事開始日」という。）以降でなければ前払金を請求することができない。

### (工事着手届に係る特則)

第2条 受注者の工事着手届の提出については、名古屋市工事請負契約約款第3条第1項中「契約締結後14日以内」とあるのは、「工事開始日から起算して14日以内」と読み替えて、同項の規定を適用する。